

4月から「水道料金」を改正

水道給水条例の改正により、4月1日から新水道料金になります。市では「よりよい多くの水」を市民の皆さんに安定供給するため経費の節減など企業努力をしてきましたが、近年の諸物価の高とうなどにより、これまでの料金収入では運営が困難となり、12月定例会市議会で下表のとおり承認されたものです。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。(水道課 ☎42-4117)

給水装置区分	メーター呼び口径区分	基本料金		使用量料金	
		上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
専用・共用給水装置	mm 13	円 640	円 500	10㎡まで1㎡につき140円 10㎡を超え50㎡までは1㎡につき155円 50㎡を超え1㎡につき170円	1㎡につき100円
	16	1,100	800		
	20	1,750	1,200		
	25	2,900	2,300	50㎡まで1㎡につき155円	
	30	4,000	3,000	50㎡を超える場合は超えた使用量1㎡につき170円	
	40	8,900	6,850		
	50	13,100	10,500		
	75	32,500	26,000		
	100	54,500			
	150	103,000			
浴場・プール用給水装置		上記に同じ		1㎡につき115円	1㎡につき80円
臨時給水装置		上記に同じ		1㎡につき190円	1㎡につき125円
私設屋外消火栓 (火災による消火使用の場合を除く)				1㎡につき190円	1㎡につき125円

年金だより

国民年金保険料が 四月から六、二二〇〇円に

国民年金の保険料が四月から月額六、二二〇〇円になります。国民年金の給付の財源は、皆さんが納めている保険料とその積立金、国の負担金(年金給付額の3分の1)で賄われています。

だれもが少ない負担で多くの年金を望むところですが、年金額だけを引上げると、保険料と年金受給者に対する給付との収支のバランスがとれなくなることから、段階的に保険料を引き上げるものです。

なお、付加保険料は今までどおり月額400円です。
〈問合せ〉保険年金課年金係
☎49-3111内線239

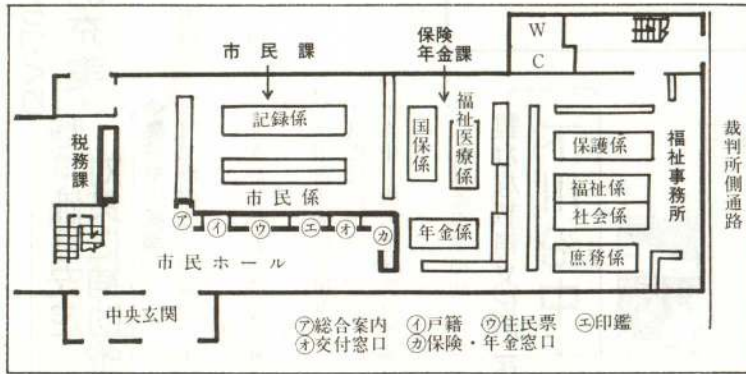
保険年金課、市民課など配置を変更

3月26日から、保険年金課、市民課、福祉事務所の配置が変わりました。

保険年金課は、これまで年金係と福祉医療係が1階に、国保係が2階にと分かれて執務して

いましたが、事務を円滑にするため、国保係も1階に配置いたしました。

なお、これに伴って市民課と福祉事務所も配置替えになりましたのでお知らせいたします。



提出先・農林課土地改良係
☎49-3111内線293

農業災害の届け出しについて

今春は、融雪水による水害が予想されますので、防災体制には万全を期するようにならねばなりません。
なお、農地や農業用排水施設(河川、建物を除く)に被害が生じたときは、早急に次の要領で届けてください。
報告事項
・災害の場所
・災害の工種(田、水路など)
・災害の数量、被災概算額
・代表者の住所、氏名
※土地改良区の区域内については土地改良区で、それ以外の場所については農政推進員または水利組合代表者を取りまとめて、災害発生時から三日以内に届け出してください。後日、担当者が調査測量に行きますので、その際は現地の案内をお願いします。

子宮ガン検診の申込みは早目に

子宮ガン検診(春季)の申し込みを受け付けています。まだ申し込みしていない方は、早目にお申し込みをお願いします。
申し込まれた方には、受診票を送付しますので、自分のわかる範囲で正確に記入し、病・医院へお持ち願います。
なお、詳しくは三月十六日号の広報と同時に配布した「予防接種検診等の実施計画一覽表」をご覧ください。
(保健センター ☎42-9055)

水道管を 洗浄します

春の水道管洗浄作業を次の日程で行います。当日が雨または強風の場合は、翌日に延期することがありますが、その際は広報車を巡回してお知らせします。また、洗浄の際に水が濁ることがありますのでご了承ください。

〈洗浄時間〉午後9時～午前3時ごろ
※なお、洗浄区域は、行政区域または字名です。
問合せ・水道課 ☎42-4117

配水管の洗浄区域	期日
東台一、四区、金坂、桂城	4/11
南町、田代町一、二区、一心町	12
曙町、桜町、相染町、赤館町、向町	12
谷地町、旭ヶ丘	12
田代町三、四区、萩野台一、二区、柄沢	13
南ヶ丘、たつみ町、緑ヶ丘、池内	13
裏町、馬喰町、部垂町、大町一、二区	13
寺町、中町、仲見世、弁天町	13
新富町、大正町、昭和町、新町	14
アパート一、三号	14
長倉町、愛宕町、古川町、大正町	15
鉄砲場、通町、独鈷町、川原町	15
栄町、田町	15
常盤木町、東新町、新地、泉町、東町	16
北、南、中神明町、小館町、舟場	16
末広町、水門町、豊町	17
片山一、五区、住吉町、美園町	18
御坂、城西町、八坂町、天神緑町	18
片山三丁目	18
根下戸町、根戸新町、餅田一、二区、餅田団地	19

この後の日程は次号でお知らせします。

新入学園児・児童を交通事故から守ろう

—春の交通安全運動(4月6日～15日)—